

第1回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年8月1日(水) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 有家庁舎2階 会議室
- 3 出席委員
1番 水田 勇 2番 竹下正廣 3番 林田康徳 4番 山下勝也
5番 松川 正 6番 寺田健蔵 7番 植木健太郎 8番 永池弘美
9番 岡本敬一 10番 平 光正 11番 小川一英 12番 岩永豊一
13番 山口繁富 15番 太田香代子 16番 多比良豊徳 17番 山本幸彦
18番 中野裕二 (会長) 中川繁憲
- 4 欠席委員 14番 長橋世紀
- 5 議事録署名委員 1番 水田 勇 2番 竹下正廣
- 6 事務局出席者 綾部洋一 松尾 強 森 貴之 松本誠也 本多 守
荒木治重 山口梨沙

[日 程]

- 日 程 第 1 南島原市農業委員会会長の互選について
日 程 第 2 南島原市農業委員会会長職務代理者の互選について
日 程 第 3 南島原市農業委員の議席の決定について
日 程 第 4 議事録署名人の指名について
議 案 第 1 号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

事務局(〇〇) 皆さん、こんにちは。南島原市農業委員会事務局の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから、第1回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員の任期満了による任期後最初に行われる総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定により、市長が招集して開催されるものでございます。

開会に当たり、南島原市長松本政博がご挨拶を申し上げます。

市 長 皆さん、こんにちは。

第1回南島原市農業委員会総会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方は、農業委員会等に関する法律の改正により、任命制となった新制度適用後初めての農業委員会委員に就任をしていただきました。任命に当たっては、現在開会中の市議会において満場一致で同意されたところでございます。3年間どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、農業委員会の業務については、従来からの農地の権利移動や転用の許認可に加えて、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、増加の一途

をたどり、複雑化してきているところでございます。

また、農業を基幹産業とし、8町が合併した本市におきましては、委員の法的業務のみにとどまらず、地域のリーダーとしても活動をしていただいているところでございます。

さらに、定数が従来の37名からほぼ半数の19名となり、委員一人一人の責任や業務量はさらに増すものと思っておりますが、本市農業の抱える課題解決に向けてご活躍をされること、心より期待をしているところでございます。

市といたしましても、農業が活力ある産業となるよう農業委員会と力を合わせて各種施策を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

結びになりますが、農業委員会の皆様方の今後ますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げますとともに、本市農業の発展のため、一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

事務局(〇〇) ありがとうございます。

松本市長には新会長が決まりますまで同席をお願いしたいところでございますが、この後も他の公務の日程が入っておりますので、ここで市長及び農林水産部職員は退席をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いします。

市長 では皆さん、どうも失礼します。どうぞよろしくをお願いします。

事務局(〇〇) ご説明をさせていただきます。

現在の委員の皆さんの席順は、生年月日の若いほうから1番という形で順番にしております。議席が正式に決定するまで、この席順で進めさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

また、仮議長の選出までは私のほうで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、欠席委員の報告をいたします。〇〇町の〇〇委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、仮議長の選出でございますが、本日は改選後初めての総会となります。従いまして、会長が選任されておりませんので、議長の選任については地方自治法第107条の規定を準用しまして、本日出席の委員の中で最年長の委員に仮議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

事務局(〇〇) それでは、〇〇町の〇〇委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いします。

仮議長 それでは、ただいま議長に指名をいただきました〇〇でございます。

年長ということでご指名いただいたわけですけれども、皆様のご協力をいただきながら、会長選出まで精いっぱい務めさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

最初に仮議席の決定についてをお諮りいたします。

現在お座りの席をそのまま仮議席としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」との声)

仮議長 異議なしと認め、異議なしということでございますので、現在の席をもって仮議席といたします。

総会の成立でございますが、本日の出席委員数は19名中18名で、過半数に達しておりますので、南島原市農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立いたします。

次に、南島原市農業委員会会長の互選について お諮りをいたします。

事務局の説明をお願いします。どうぞ。

事務局（〇〇） ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第1項、第2項によりまして、農業委員会に会長を置く、会長は委員が互選した者をもって充てるとなっておりますので、上程するものでございます。

互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことを言いますので、投票で行うものが原則となっております。ただし、指名推薦の方法によることも認められているところでございます。以上でございます。

仮議長 ただいま説明がありましたが、会長の互選であります、いかなる方法で選出したらよいかお諮りをいたします。

方法といたしましては、大きく2つの方法があり、指名推薦の方法と選挙による方法がありますが、どちらのほうよろしいか伺いをいたします。

はい、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇と言います。

今、選挙か推薦かという話がありましたけれども、今回、また新たな農業委員会が発足して初めての総会であるわけで、初めての顔ぶれになっておりました。ここで、いろんな形でやってきたわけですけれども、今まで推薦という形を受け入れながら、大変とは思いますが、推薦で〇〇さんを会長に推薦をいたしたいと思っております。以上です。

仮議長 それでは、今発言がありました。推薦のほうとの意見がありましたが、ほかにございませんか。

（「異議なし」との声）

仮議長 それでは整理をします。

ただいま推薦ということで、指名推薦ということで進めます。今、指名をいただきました〇〇さんということですので、ほかにどなたか推薦ございませんか。

いらっしゃらないようでしたら、〇〇さんに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

仮議長 異議なしと認めます。

〇〇さんを会長に決定します。

南島原市農業委員会会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理するとなっております。

それでは、〇〇会長に就任のご挨拶と、この後の議事進行をお願いして、私は退席いたします。大変ご協力ありがとうございました。議長のお責をおりさせていただきます。どうぞ、あとよろしくお祈りをいたしておきます。（拍手）

事務局（〇〇） それでは、〇〇さん、お願いします。

会 長 改めまして、皆さん、こんにちは。

推薦をいただきまして、新しい体制で会長をやれということでありますので、今までの2期6年間の経験を生かして、ここ3年間を皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお祈りしておきます。

新体制になりまして、これだけの19名という約半減になったわけですので、この中で総会していく中で過半数に出席が足りない場合は流会ということになりますので、農業委員も特別公務員でありますので、欠席のないように、この会則にも欠席は事故の場合となっておりますので、ひとつそのところをよく理解して、公務員だ、特別公務員だという自負をしていただいて、この

少数でありますけれども、このメンバーで採決を諮っていかなくてははいけませんので、ひとつ少数精鋭で皆さん大変責任が重くなるかと思っておりますけれども、3年間、ひとつよろしく願いいたします。

事務局（〇〇） ありがとうございます。

それでは、南島原市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり、この後の議事を進行していただきます。よろしく願いします。

議長 それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

南島原市農業委員会会長職務代理者の互選 であります。上程理由を事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたときまたは事故あるときは、委員が互選した者からその職務を代理すると規定されておりますので、上程するものであります。以上でございます。

議長 それでは、南島原市農業委員会会長職務代理者について、いかなる方法で選出したらよいか、お諮りします。

方法といたしましては、先ほどの方法等でございますが、いかがでしょうか。選挙、あるいは推薦という形でしたね。どのような方法がよろしいでしょうか。

（「会長一任でどうなんですか」との声）

議長 会長一任という声が出ておりますけれども、ほかにありませんか。ないようでしたら、会長一任でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議のないということでありますので、指名させていただきます。

それでは、〇〇の〇〇委員に会長代理を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 それでは、拍手をもって承認をお願いします。

——— 拍手 ———

〇〇番〇〇委員 ちょっとすみません。

議長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今、会長から推薦を受けましたんですが、異議なしということで皆さんに拍手をいただいたんですが、私も会長と同じ年でもありますし、若干新体制になったということもありまして、少し若いほうがいいのではないかなと私は思うんですが。一応、皆さんの拍手で承認されたと思うんですが、私としてはそういうふうに思うんですが。

議長 ありがとうございます。

私より3カ月若いので、お願いしたいと思っております。よろしいですか。

（「異議なし」との声）

議長 ありがとうございます。

〇〇委員には、今後ともひとつよろしく願いします。

挨拶をお願いするところですかね。

就任の挨拶を〇〇委員をお願いします。

会長職務代理者 どうもすみません。皆さんから拍手をいただいたのに、ああいう意見を言いまして申

しわけございません。本当に、私とすれば、少しでも若い方がされたほうがいいんじゃないかなとは本当に思ったんですが、一応会長からの指名ですので、少しでも会長の手助けになるよう、また皆さんの指導を受けながら、3年間務めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(拍手)

議長 ありがとうございます。〇〇委員には今後ともよろしくお願いいたします。

引き続きまして、**議席の決定**を行います。

議席は、会議規則第7条の規定により、議席はくじで決めると規定されておりますので、ただいまよりくじを行います。くじを引く順番は仮議席の順番でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしという声でありますので、その形で入りたいと思います。

それでは、事務局長より呼び出しますので、順次お願いいたします。

なお、移動の際は仮議席の名札を持って移動をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、自席のほうでくじを引いていただきたいと思っております。〇〇委員。〇〇委員。

〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。〇〇委員。

議長 それでは、くじの結果を事務局より発表させていただきます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうからくじの結果を発表させていただきます。

1番〇〇委員、2番〇〇委員、3番〇〇委員、4番〇〇委員、5番〇〇委員、6番〇〇委員、7番〇〇委員、8番〇〇委員、9番〇〇委員、10番〇〇委員、11番〇〇委員、12番〇〇委員、13番〇〇委員、14番〇〇委員、15番〇〇委員、16番〇〇委員、17番〇〇委員、18番〇〇委員、19番が〇〇会長ですね。

以上、よろしかったでしょうか。

事務局(〇〇) それでは、席の移動をお願いします。

———— 議席移動 ————

議長 それでは、ただいまの席が決定しましたが、今任期間中3年間はこの議席でよろしくお願いいたします。

次に、**議事録署名人を指名**いたします。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員を指名します。

引き続き、**議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について**を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。

議案をごらんください。農業委員会等に関する法律第17条に、農業委員会は農地等の利用の最適化推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されていることから、提案するものであります。一覧表をごらんください。各地区でそれぞれ定数が決められており、深江町3名、布津町2名、有家町6名、西有家町5名、北有馬町4名、南有馬町4名、口之津町2名、加津佐町4名、市全体で30名となっております。

この農地利用最適化推進委員の任命に当たっては、公募・推薦によることとなっていることから、平成30年1月9日から2月8日まで公募を行いまして、定数に達しなかった区域につきましては、最終的に平成30年2月28日まで募集を行ったところでございます。その結果、32名の届け出がっております。このうち、口之津、加津佐地区におきましては、それぞれ1名が定数を超えたため、南島原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に評価を依頼し、候補者の決定を行っております。また、北有馬地区では、候補者のうち1名が農業委員となったため、1名欠員となりまして、南有馬地区では、平成30年7月27日付で候補者1名が辞退届を提出されたため、1名欠員となっております。

以上のことから、一覧表に記載のとおり、農地利用最適化推進委員候補者28名の委嘱についてお諮りするものでございます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質疑はありますか。

質疑がありませんので——〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 その欠員になっている場合は、今年度はそのままいって、今期はそのままいって、また来期になれば定数まで戻すわけですか。

議長 〇〇。

事務局(〇〇) 欠員の場合につきましては、直ちに募集をかけまして、早目に欠員の補充をするように考えております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

候補者のうち、1番〇〇さん、2番〇〇さん、3番〇〇さん、20番〇〇さん、22番〇〇さんについては、推薦者が農業委員になっているため、先に1番、2番、3番、20番、22番を除いてお諮りいたします。

1番、2番、3番、20番、22番以外の候補者について、原案どおり委嘱することに対してご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、1番について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇委員、〇〇委員の退場を求めます。

〇〇さん、お願いします。

—— 〇〇番、〇〇委員、〇〇番、〇〇委員退席 ——

議長 1番〇〇氏を委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。〇〇委員の入場を求めます。

—— 〇〇番、〇〇委員着席 ——

議長 〇〇委員は、そのまま退場をお願いします。

次に、2番、3番について審議いたします。

2番〇〇氏、3番〇〇氏の委嘱についてご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。〇〇委員の入場を求めます。

——— ○○番、○○委員着席 ——

議長 次に、20番について審議いたします。同様に除斥の必要がありますので、○○委員の退場を求めます。

——— ○○番、○○委員退席 ——

議長 20番○○氏の委嘱することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、○○委員の入場を求めます。

——— ○○番、○○委員着席 ——

議長 次に、22番について審議いたします。同様に除斥の必要がありますので、○○委員の退場を求めます。

——— ○○番、○○委員退席 ——

議長 22番○○氏を委嘱することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。○○委員の入場を求めます。

——— ○○番、○○委員着席 ——

議長 議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱については、審議の結果、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案の審議を終了いたします。